

大田市告示第 5 4 号

大田市森林環境整備事業補助金交付要綱（令和 3 年大田市告示第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

大田市長 楫 野 弘 和

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業種目	目的	内容	メニュー	補助対象事業体	補助対象経費	補助率又は補助金額	重要な変更
1 新たな森林管理システムモデル地区推進事業	循環型林業を実践していくモデル地区を設定し、林業生産活動において必須条件となる路網整備を実施し、森林整備にかかる負担軽減を図るとともに、森林所有者に森林経営を促す	(1) 林内路網開設促進	① 森林作業道の開設支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	林業事業体が実施する県単独事業（林内路網整備事業・1千円/m）への上乗せ経費	1千円/m以内	補助金の増額又は30%を超えて減額する場合
			② 林内路網機能強化支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	木材の搬出のため、既設の林内路網の砂利敷設、拡幅等の経費	2千円/m以内	
			③ 市道等養生支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	木材の搬出のため、ネットワークに接続する市道等への鉄板での養生に必要な経費	3千円/枚以内（月額）	

			業体」			
		(2) 原木 生産・再造林 促進支援	①再造 林支援	市内の「島根林業 魅力向上プログ ラム登録事業体」	植栽にかかる経費の 所有者負担分	県標準経費 (植栽)/ha ×16%以内
			②下刈 支援	市内の「島根林業 魅力向上プログ ラム登録事業体」	下刈にかかる経費の 所有者負担分	県標準経費 (下刈)/ha ×16%以内
			③枝打 支援	市内の「島根林業 魅力向上プログ ラム登録事業体」	枝打にかかる経費の 所有者負担分	県標準経費 (枝打)/ha ×32%以内
			④除伐 支援	市内の「島根林業 魅力向上プログ ラム登録事業体」	除伐にかかる経費の 所有者負担分	県標準経費 (除伐)/ha ×32%以内
2 荒廃森 林整備事業	災害防止や 水資源のか ん養等の公 益的機能を 発揮させる ため、荒廃 森林を整備 し公益的機 能の再生を 図る	荒廃森林整備支援		市内の認定事業 体	10年以上間伐未実施 の人工林の不要木伐 採	県標準経費 (間伐)/ha (定額)
3 高性能 林業機械導 入支援事業	高性能林業 機械の導入 により原木 生産や森林 整備の効率 化により生 産コストの 低減を図る	高性能林業機械導入 支援		市内の「島根林業 魅力向上プログ ラム登録事業体」	国・県補助金等に係 る事業体負担額	経費の1/ 2以内(国、 県補助金を あわせて活 用する場合 は、経費か ら補助金額 を控除した 1/2以内) ただし、上 限は1,000 万円/事業 体
4 木材市 場機能強化 支援事業	原木を 出荷する際 にかかる手 数料を支援 することで 木材取扱量 を増加させ、木材の 需要拡大と 森林所有者 の収益向上 を図る	木材市場機能強化支 援		大田市木材市場 協同組合	原木を出荷する際に かかる手数料	500円/m ³ (定額)
5 市産木 材利用PR事 業	市内の 事務所・店 舗等の増改 築に市産木 材を使用す ることです 市産木材のPR	市産木材PR		事務所・店舗等の 増改築に際して 市産木材を使用 する者	市内事務所・店舗等 の増改築で使用する 市産木材費用	250千円/件 以内

	をし、市産木材の利用拡大を図る					
6 製材施設等整備支援事業	製材施設等の整備・導入を支援し生産コストの低減や効率化、市産木材の利用拡大を図る	製材施設等整備支援		島根県木材協会大田支部会員及び大田市木材市場協同組合	国・県補助金等に係る事業体負担額	経費の1/2以内(国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内)ただし、上限は1,000万円/事業体
7 担い手確保・育成支援事業	今後の原木増産や増加する森林整備に対応する林業就業者の確保・育成及び原木を扱う木材市場及び製材所等の担い手確保・育成を図る	(1) 新規森林保全技術者確保支援	① 新規森林保全技術者支援	市内の認定事業体	採用1～3年目の技術者を対象に月額手当を支援	10千円/月以内
			② 新規森林保全技術者住宅支援	市内の認定事業体	採用1～3年目の技術者を対象に住宅手当を月額で支援	10千円/月
		(2) 新規林業事業体経営対策支援		法人として登記後1～3年目の市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	森林施業の実施に要する経費を月額で支援	100千円/月以内
		(3) 製材所等就労環境改善支援		大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部会員(ただし、製材部門に限る)	就労環境改善に係る経費	経費の1/2以内 ただし、上限は500千円/事業体
		(4) 製材所等担い手確保支援		大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部会員(ただし、製材部門に限る)	採用1～3年目の技術者を対象に月額手当を支援	10千円/月以内
		(5) 大田市林業祭開催支援		大田市森林組合	林業祭の開催に必要な経費	1,000千円以内

		(6) 林業・木材産業担い手確保対策支援	市内の認定事業体、大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部会員（ただし、製材部門に限る）	求人サイト等への求人情報の掲載及びHP作成経費	経費の1/2以内（国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内）ただし、求人情報の掲載は350千円/事業体、HP作成は300千円/事業体
8. ICT技術活用支援事業	ICT技術を導入・活用することで林業・木材産業の低コスト化・省力化を図る	ICT技術活用支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」、大田市木材市場協同組合及び県木材協会大田支部会員	低コスト化・省力化に取り組むためのICT技術の導入に係る経費及びICT技術の活用に係る経費	経費の1/2以内（国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内）ただし、ICT技術の導入に係る経費の上限は1,000万円/事業体、ICT技術の活用に係る経費の上限は200千円/事業体
9. 林業・木材産業普及・啓発事業	森林等で開催されるイベントを通じて森林整備、循環型林業の意義や森林のもつ公益的機能について市民への普及・啓発を図る	森林機能等普及・啓発支援	市内に本拠地があり、市内で活動を行う団体	森林機能等普及・啓発活動に係る経費	経費の1/2以内（国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内）ただし、上限は500千円/団体

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月29日から施行する。